

訪問型サービス(独自)サービスコード表 垂井町:令和7年4月1日～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス 1 1	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合		1, 176単位	1, 176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス 1 1 日割		日割の場合		39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス 1 2		(2) 1 週に 2 回程度の場合		2, 349単位	2, 349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス 1 2 日割			日割の場合		77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス 1 3		(3) 1 週に 3 回程度の場合		3, 727単位	3, 727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス 1 3 日割			日割の場合		123単位	123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス 2 1	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287単位	287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス 2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179		
A2	2621	訪問型独自サービス 2 3			(二) 所要時間45分以上の場合	220単位	220		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		163単位	163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2			(2) 1 週に 2 回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3			(3) 1 週に 3 回程度の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2		
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3			(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2		
A2	C219	訪問型独自短時間高齢者虐待防止未実施減算		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2		
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1	業務継続計画未策定減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1 日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2			(2) 1 週に 2 回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2 日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3			(3) 1 週に 3 回程度の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3 日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 1		ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 2			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 3				(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2	
A2	D219	訪問型独自短時間業務継続計画未策定減算			(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1		事業所と同一建物の利用者等に行うサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算				200単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算				50単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 245/1000加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 224/1000加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 182/1000加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 145/1000加算			